

奈良市議会情報セキュリティ基本方針

1 目的

この基本方針は、地方自治法第244条の6の規定に基づき、奈良市議会（以下「議会」という。）における議員の利用に係る情報セキュリティ対策の基本的な事項を定めることにより、議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 情報

情報システムに記録されたデータすべてをいう。

(2) 情報システム

議会が管理し、議員の利用に供するソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをいう。

(3) 情報資産

情報及び情報システムをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。

(5) 機密性

情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティを維持するための管理策をいう。

3 情報資産への脅威

情報資産への脅威は次のとおりとする。

(1) 悪意を持つ者による脅威

悪意を持つ者による行為を物理的側面及び論理的側面の両面から洗い出し定義した脅威

(2) あらゆる事故による脅威

情報システムの故障や不具合、不確実な破棄、契約先の倒産等による脅威

(3) 自然災害による脅威

地震、落雷、火事等の災害による脅威

(4) 人的ミスによる脅威

誤操作、紛失等による脅威

4 適用対象

(1) この基本方針の適用対象者は、奈良市議会議員とする。

(2) この基本方針の適用対象となる情報資産は、議会が管理するクラウド型のグループウェア、議会棟に設置された議員専用Wi-Fi設備及びこれらに記録されたすべてのデータとする。

5 議員の責務

議員は、この基本方針を遵守し、情報セキュリティ対策を有効に機能させる責務を負う。

6 情報セキュリティ対策

脅威から情報資産を保護するために議会が講じる情報セキュリティ対策は次のとおりとする。

(1) 人的なセキュリティ対策

情報システムの操作マニュアルを整え、情報システムの取扱い等に関して人的なセキュリティ対策を講じる。

(2) 技術的なセキュリティ対策

情報システムを利用する端末は、コンピュータウイルス対策を行うこととする等、技術的なセキュリティ対策を講じる。

(3) 運用面におけるセキュリティ対策

情報セキュリティ上のインシデント発生時の対応等を明確にする等、運用面におけるセキュリティ対策を講じる。

(4) 見直し等

情報セキュリティに関する社会情勢の変化に対応するために新たに対策が必要になった場合等は、この基本方針の見直しを行うなどの対策を講じる。

7 附則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。